

埼玉県地域整備事務所技術審査会設置要綱

(目的)

第1 地域整備事務所が発注する工事において、総合評価落札方式を実施するにあたり、工事価格以外の入札対象とする項目（以下「評価項目」という）の選定、配点及び提出された技術資料等の審査を行う技術審査会を設置する。

(所掌事務)

第2 技術審査会は、評価項目の選定、配点及び入札参加希望者から提出された評価項目に対する技術資料について、次に掲げる事項を審査し、決定する。

- (1) 評価項目の選定、評価基準に対する配点設定に関する事項
- (2) 評価項目に対する技術資料の確認、評価に関する事項
- (3) その他技術審査会の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3 技術審査会の構成は、次のとおりとする。

	技 術 審 査 発 議 担 当			
	本所		北部支所（北部）	
	工事第一担当	工事第二担当	工事第一担当	工事第二担当
会 長	北部 支所長	北部 支所長	北部 支所長	北部 支所長
副会長	本所 工事 第一、第二担当部長	本所 工事 第一、第二担当部長	北部 工事 第一担当部長	北部 工事 第二担当部長
委 員	北部 工事 第一担当部長	北部 工事 第一担当部長	本所 工事 第一、第二担当部長	本所 工事 第一、第二担当部長
	北部 工事 第二担当部長	北部 工事 第二担当部長	北部 工事 第二担当部長	北部 工事 第一担当部長
	本所 工事 第二担当課長	本所 工事 第一担当課長	本所 工事 第一担当課長	本所 工事 第一担当課長
	北部 工事 第一担当課長	北部 工事 第一担当課長	本所 工事 第二担当課長	本所 工事 第二担当課長
	北部 工事 第二担当課長	北部 工事 第二担当課長	北部 工事 第二担当課長	北部 工事 第一担当課長

(会長)

第4 会長は、技術審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代行する。

(会議)

第5 技術審査会は、会長が招集し、その議長となる。

2 技術審査会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開催し、議決することができない。

3 技術審査会の議事は、出席者の過半数で決し、賛否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

(報告)

第6 会長は、技術審査会の会議結果を埼玉県地域整備事務所長に報告するものとする。

(作業部会)

第7 会長は、技術審査会の審議を円滑にするため、作業部会を設置することができる。

(事務局)

第8 事務局は、埼玉県地域整備事務所の工事を所掌する担当に置く。

(その他)

第9 これに定めるもののほか、技術審査会の運営について必要な事項は、技術審査会に諮って、会長がこれを定めるものとする。

(附則)

この要綱は、平成23年8月10日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年6月10日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月 8日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年6月15日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。